省　令

○農林水産省令第二十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月五日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」を「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）」に、「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの及び港整備交付金に限る。）」を「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの及び港整備交付金に限る。）」に、「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）」を「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金」に、「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの及び港整備交付金に限る。）」を「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの及び港整備交付金に限る。）」を「東日本大震災復興交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの及び港整備交付金に限る。）」に、「東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るもの及び港整備交付金を除く。）」を「東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものを除く。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第九号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項の規定に基づき、大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　環境大臣　細野　豪志

大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部を改正する省令

大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次のただし書を加える。

ただし、二輪自動車にあつては、バイオエタノールの濃度が三体積パーセントを超え十体積パーセント以下のガソリン（次条において「バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン」という。）又はエチル－ターシャリ－ブチルエーテルの濃度が八・三体積パーセントを超え二十二パーセント以下のガソリン（次条において「エチル－ターシャリ－ブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリン」という。）を燃料とするものを除く。

第二条中「ガソリン」の下に「（バイオエタノール十体積パーセント混合ガソリン及びエチル－ターシャリ－ブチルエーテル二十二体積パーセント混合ガソリンを除く。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第四十四号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーが日本において保険業を行うことを平成二十四年三月三十日付をもって免許したので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月五日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商　　号　スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー

本店の所在地　アメリカ合衆国７５２２５、テキサス、ダラス、ノース・セントラル・エキスプレスウェイ８４０１

設立の年月日　一九一九年四月十五日

二　外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

アメリカ合衆国

三　外国損害保険会社等の日本における代表者の氏名及び住所

氏　　名　國府田　進

住　　所　東京都港区南麻布一丁目三番二十二－三百一号

四　免許の種類

外国損害保険業免許

五　外国損害保険会社等の日本における主たる店舗

東京都千代田区永田町二丁目十一番一号　山王パークタワー

○総務省告示第百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十一条の二第一項の規定により平成二十二年十一月十一日に佐賀県知事から申請があった件（自治紛争処理委員平成二十二年第二号）について、佐賀県知事及び長崎県知事から、調停案を受諾した旨を記載した文書が提出され、同条第七項の規定に基づき、調停が成立したので、その旨を告示する。

平成二十四年四月五日　　総務大臣　川端　達夫

調停の要旨

本件調停申請に係る紛争は、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に基づく砂利採取業者に対する都道府県知事の認可に係る区域の境界（以下「管轄境界」という。）について、唐津湾沖において佐賀及び長崎両県の間で生じていたものである。

佐賀県知事は、平成二十二年十一月十一日に、地方自治法第二百五十一条の二第一項の規定に基づき、唐津湾沖における佐賀及び長崎両県の間の管轄境界が未確定であることを確認すること及び管轄境界を等距離ラインにより確定することを求める調停の申請を行った。佐賀県知事からの申請を受け、総務大臣は、同月二十五日に、自治紛争処理委員の調停に付した。